

## 平成26年第2回笠松町議会定例会会議録（第1号）

平成26年6月4日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

### 応招議員

議 長	8番	安 田 敏 雄
副 議 長	3番	伊 藤 功
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

### 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

### 出席議員

応招議員に同じ

### 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長 兼 教 育 文 化 部 長	大 橋 雅 文

企画環境経済部長 兼住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長 兼技監	奥村智彦
総務課長	村井隆文
企画課長	堀仁志

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	堀康男
書記	笠原誠
主任	大堀正貴

1. 議事日程（第1号）

平成26年6月4日（水曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第6号選挙 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙について
- 日程第5 第1号報告 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 第21号議案 専決処分の承認について
- 日程第7 第22号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第8 第23号議案 笠松町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例について
- 日程第9 第24号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第25号議案 庁舎耐震補強等工事請負契約の締結について
- 日程第11 第26号議案 笠松町公共施設巡回町民バスの売買契約の締結について
- 日程第12 第27号議案 消防ポンプ自動車の売買契約の締結について
- 日程第13 第28号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算について
- 日程第14 第29号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第15 第30号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第16 第31号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第17 第32号議案 平成26年度笠松町水道事業会計補正予算について
- 日程第18 第1号提出 平成25年度笠松町土地開発公社決算に関する書類の提出について

開会 午前10時00分

○議長（安田敏雄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成26年第2回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（安田敏雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

5番 田島清美議員

7番 岡田文雄議員

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（安田敏雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月13日までの10日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告について

○議長（安田敏雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告をいたさせます。

○議会事務局長（堀 康男君） それでは2点、御報告をさせていただきます。

監査委員より、平成25年度3月分、4月分及び平成26年度4月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

もう1点でございますが、6月2日開催の岐阜県町村議会議長会の臨時総会において、役員  
の退任に伴う選任が行われ、安田敏雄議長が理事に就任されました。

以上でございます。

○議長（安田敏雄君） 以上、御了承願います。

---

#### 日程第4 第6号選挙について

○議長（安田敏雄君） 日程第4、第6号選挙 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙を行います。

なお、この選挙は平成26年7月3日をもって、当組合議会議員の任期が満了することに伴うものであります。

お諮りいたします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することによりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。

木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員、関係市町の長の推薦に基づく者、船橋義明議員、伊藤功議員、関係市町の長の推薦に基づかない者、川島功士議員、尾関俊治議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ当選されました。

ただいま木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員に当選されました全員が議場におられますので、本席から会議規則第74条の規定により告知をいたします。

なお、ここでそれぞれの当選人の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○**議会事務局長（堀 康男君）** 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員当選人。

関係市町の長の推薦に基づく者、氏名、船橋義明、住所、羽島郡笠松町東陽町12番地、生年月日、昭和15年9月29日。氏名、伊藤功、住所、羽島郡笠松町田代386番地、生年月日、昭和18年6月23日。

関係市町の長の推薦に基づかない者、氏名、川島功士、住所、羽島郡笠松町田代458番地の1、生年月日、昭和35年1月18日。氏名、尾関俊治、住所、羽島郡笠松町桜町75番地、生年月日、昭和45年10月20日。

---

日程第5 第1号報告及び日程第6 第21号議案から日程第17 第32号議案まで並びに日程第18 第1号提出について

○議長（安田敏雄君） 日程第5、第1号報告、日程第6、第21号議案から日程第17、第32号議案までの12議案及び日程第18、第1号提出を一括して議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（笠原 誠君） お手元の議案の2ページをお開きください。

第1号報告 繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成25年度笠松町一般会計繰越明許費繰越計算書について次のとおり報告する。平成26年6月4日報告、笠松町長 広江正明。

第21号議案 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告して承認を求める。平成26年6月4日提出。

記1. 平成26年3月31日専決。笠松町税条例等の一部を改正する条例。

2. 平成26年3月31日専決。笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

次に、14ページをお開きください。

第22号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について。

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、次の者を笠松町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから町議会の同意を求める。平成26年6月4日提出。

記、氏名、宮崎貴、住所、羽島郡笠松町米野553番地、生年月日、昭和8年8月16日。

第23号議案 笠松町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例について。

笠松町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例を次のとおり制定するものとする。平成26年6月4日提出。

第24号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年笠松町条例第6号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成26年6月4日提出。

第25号議案 庁舎耐震補強等工事請負契約の締結について。

平成26年5月26日地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づき、仮契約した庁舎耐震補強等工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により町議会の議決を求める。平成26年6月4日提出。

記、庁舎耐震補強等工事。

1. 契約の目的、庁舎耐震補強等工事。

2. 契約の金額、金 6 億804万円。

3. 契約の相手方、岐阜県岐阜市西川手 8 丁目25番地、株式会社安藤・間岐阜営業所、所長 副島英宏。

第26号議案 笠松町公共施設巡回町民バスの売買契約の締結について。

平成26年 5 月26日地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、仮契約した笠松町公共施設巡回町民バスの購入について、次のとおり売買契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項第 8 号の規定により町議会の議決を求める。平成26年 6 月 4 日提出。

記、笠松町公共施設巡回町民バス。

1. 契約の目的、笠松町公共施設巡回町民バス 2 台。

2. 契約の金額、金3,448万7,480円。

3. 契約の相手方、岐阜県岐阜市北鶉 5 丁目57番地、岐阜日野自動車株式会社岐阜支店、支店長 鈴木勝也。

第27号議案 消防ポンプ自動車の売買契約の締結について。

平成26年 6 月 2 日地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に基づき、仮契約した消防ポンプ自動車の購入について、次のとおり売買契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項第 8 号の規定により町議会の議決を求める。平成26年 6 月 4 日提出。

記、消防ポンプ自動車。

1. 契約の目的、消防ポンプ自動車 1 台。

2. 契約の金額、金1,763万6,400円。

3. 契約の相手方、岐阜市金園町 8 丁目11番地、岐阜ヤナセ株式会社、代表取締役 近藤登志満。

第28号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算（第 2 号）。

平成26年度笠松町の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,158万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億3,988万円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。平成26年 6 月 4 日提出。

次に、31ページをお開きください。

第29号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）。

平成26年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ267万

7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,317万3,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年6月4日提出。

次に、34ページをお開きください。

第30号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億413万6,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年6月4日提出。

次に、37ページをお開きください。

第31号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度笠松町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ478万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,373万9,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年6月4日提出。

次に、40ページをお開きください。

第32号議案 平成26年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、平成26年度笠松町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成26年度笠松町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出、（科目）第1款 水道事業費用、（既決予定額）2億6,060万1,000円、（補正予定額）3万5,000円、（計）2億6,063万6,000円。

（科目）第1項 営業費用、（既決予定額）2億4,554万7,000円、（補正予定額）3万5,000円、（計）2億4,558万2,000円。

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科目）職員給与費、（既決予定額）2,495万5,000円、（補正予定額）3万5,000円、（計）2,499万円。平成26年6月4日提出。

次に、48ページをお開きください。

第1号提出 平成25年度笠松町土地開発公社決算に関する書類の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、平成25年度笠松町土地開発公社の決算に関する書類を別冊のとおり町議会に提出する。平成26年6月4日提出。

○議長（安田敏雄君） 提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明をお願いいたします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、本日提案させていただいた案件について、説明をさせていただきます。

まず提出させていただいた案件は、繰越明許費の繰越計算書が1件と専決処分の承認が1件、そして固定資産評価審査委員会委員の選任同意が1件、笠松町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例ほか1件の条例案の2件、そして庁舎耐震補強等工事請負契約の締結ほか2件の契約案件、計3件、平成26年度笠松町一般会計ほか4件の補正予算、計5件、平成25年度笠松町土地開発公社決算書類の提出1件、以上、報告・提出を含めて14件であります。このうち議案書の14ページでございます22号議案の笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、固定資産評価審査委員会委員の宮崎貴氏の任期が平成26年7月20日をもって満了することに伴って、宮崎氏を引き続き同委員に選任するため、町議会の同意を求めるものであります。

また、その他の案件につきましては、副町長より詳細説明をいたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（安田敏雄君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、町長が御提案申し上げました案件以外の議案を順次御説明申し上げます。

まず議案の2ページから3ページ、第1号報告 繰越明許費繰越計算書についてであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、これを報告するものであります。

3ページに繰り越しの内訳を列記しております。平成25年度笠松町一般会計繰越明許費繰越計算書であります。

まず1つ目は、子ども・子育て支援新制度構築事業、389万6,000円全額を繰り越しするものであります。昨年12月に補正した国庫事業であります。内容は新制度において、新たに管理が必要となる支給認定等々の管理に対応する子ども・子育て支援システムの開発委託料であります。

2つ目は、がん検診推進事業、こちらも994万1,000円全額を繰り越しさせていただきました。3月にこちらも補正いたしました国庫補助事業であります。国の25年度補正の働く世代の女性のためのがん検診推進事業、これを活用して、乳がん、あるいは子宮がんの検診を行うものであります。内容といたしましては、臨時職員の賃金、印刷製本費、通信運搬費、それから情報センターの委託料、さらに健康診査委託料であります。

3つ目は、道路整備事業費、町道拡幅要綱事業でありまして、338万5,000円を全額繰り越し

させていただきました。こちらは中野地内で、土地の寄附を受けて実施した側溝舗装等新設改良工事請負費338万5,000円であります。現時点では完成しております。

最後4つ目は、新歴史民俗資料館建設事業。こちらは680万4,000円のうち、637万2,000円を繰り越しさせていただきました。内容は、新歴史民俗資料館の設計委託料637万2,000円であります。

以上が繰越明許の関係であります。

続きまして、議案の4ページから13ページ、議案資料では1ページから22ページにわたっております。

専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるものであります。

2件ございまして、いずれも平成26年3月31日に専決した案件でございます。1つは笠松町税条例等の一部を改正する条例、もう1つは笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

まず議案の5ページから12ページ、議案資料では1ページからありますが、笠松町税条例等の一部を改正する条例であります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、法人住民税における法人税割の税率の引き下げ、それから固定資産税における地域決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」の追加。それと、軽自動車税の税率改正など、所要の規定整備を行ったものであります。

主な改正は3項目ございまして、まず1つは法人住民税法人税割の税率の引き下げ、こちらは第33条の2の関係ですが、これは地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるものであります。

御参考までに申し上げますと、現在、自民党で議論されているものとは違います。あくまでも地域間の税源の偏在性を是正するものであります。

資料の1ページの中ほどにあります。町民税が現行の12.3%が9.7%、2.6%引き下げられます。また県民税については、5%が3.2%、1.8%引き下げられます。この改正は、平成26年10月1日以降に開始する事業年度から適用されます。法人住民税法人税割の税率引き下げ分4.4%に相当する課税標準を法人税額とする地方法人税が国税として創設され、その税込全額が交付税特別会計に直接繰り入れられ、地方交付税の原資とするものであります。ですから、一法人の支払い総額には変わりございません。

それから、資料の5ページになりますが、固定資産税の関係ですが、こちらは「わが

まち特例」の項目を追加するものであります。附則第9条の2の関係であります。

地方税法で定められている特例措置の課税標準額の軽減の程度を地方自治体が条例で決定できるようにする地域決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」を固定資産税において5項目追加するものであります。昨年の改正でこの項目ができたわけですが、5項目追加するものでありまして、資料の右のほうにありますように、特例の対象となる施策として、1つは汚水または廃液処理施設、これは課税標準額の3分の1の特例割合になります。それから2つ目は指定物質排出抑制施設、こちらは2分の1になります。3つ目は特定有害物質排出抑制施設、こちらは2分の1になります。それから4つ目は浸水防止用設備として、こちらは3分の2の課税標準となります。それから5つ目はノンフロン製品ということで、こちらは4分の3の課税標準となります。

それから、資料6ページの軽自動車税の税率改正であります。こちらは第82条と附則第15条の関係であります。

2つございまして、1つは平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受ける軽四輪車等の税率を自家用乗用車は1.5倍、その他は約1.25倍に引き上げるものであります。主な例を申し上げますと、四輪の自家用車、現在が7,200円のもの1万800円に。中段にあります、四輪の自家用貨物車は4,000円が5,000円になります。なお、原動機付自転車・二輪車の税率については、平成27年度分から約1.5倍、最低でも2,000円に引き上げるものであります。

それから2つ目ですが、枠の一番下のところに書いてございますが、平成28年度分から、こちらはグリーン化を進める観点から、現在の普通車と同じように最初の新規検査以降13年を経過した軽四輪車等について、おおむね20%の重課税率を適用するものであります。例えば先ほどと同じような例を申し上げますと、四輪の自家用車、先ほど1万800円になると言いましたが、これが1万2,900円、それから、現行の7,200円の車が1万2,900円に一気に上がります。28年度に13年を経過すると、一気に1万2,900円になります。同様に四輪の自家用貨物車、こちらは5,000円に値上がったものが6,000円、それから現行4,000円であるものが13年を経過すると、一気に6,000円になるという内容であります。

施行期日は平成26年4月1日であります。

専決の2つ目、議案13ページ、議案資料では26ページから27ページであります。

笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日付で公布され、4月1日から施行されたことに伴い、保険税の課税限度額の引き上げ、それから低所得者に係る保険税軽減措置対象の拡大など、所要の規定を行ったものであります。

まず資料の新旧対照表の26ページだと思いますが、国民健康保険税の課税限度額の引き上げということで、第2条関係であります。

後期高齢者支援金等課税額が、現在「14万円」が「16万円」に。それから介護納付金課税額が「12万円」が「14万円」に引き上げられています。なお、今回は医療費分の変更はございません。

それから、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げであります。こちらは第23条第2号と第3号の関係であります。

まず5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の引き上げであります。現在、総所得金額及び山林所得金額の合計が33万円に、被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所得者1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者という規定が、先ほど申し上げた括弧書きの（当該納税義務者を除く）というのが除かれます。つまり、括弧書きがなくなりますので、軽減措置対象が1人分ふえることとなります。

それから、2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の引き上げであります。こちらも現在、総所得金額及び山林所得金額の合計が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者とあるものを、この35万円が45万円に引き上げられます。

その他は、第18条第1項で引用している地方税法施行規則の条番号の整合性を図る規定整備がございます。

施行期日は、26年4月1日であります。

続きまして15ページ、第23号議案 笠松町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例についてであります。

水防法及び河川法の一部を改正する法律が施行され、水防法の一部が改正されたことにより、この大規模工場その他の施設の用途及び規模の基準について、町の条例で定めることとされたことに伴い、今回、国土交通省令で定める基準を参酌して、新規条例を制定するものであります。

2条立てのシンプルな条例となっております。

これまで水防法において、浸水想定区域内の地下街等や要配慮者利用施設については、町の地域防災計画に避難確保を図る必要があるものとして、施設の名称及び所在地が記載されたものについては、町から当該施設の所有者または管理者に洪水予報等を伝達すること等の措置が規定され、自衛水防の推進が図られてきたところでありますが、今回の水防法の一部改正により、自衛水防に関する取り組みを一層推進するため、これまで対象施設として規定されていた地下街等や要配慮者利用施設に加え、この大規模工場等が対象施設に規定されたことに伴い、同法第15条第1項第3号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模について規定するものであります。

用途については、工場、作業所、または倉庫で、規模は延べ面積が1万平方メートル以上と

するもので、これは先ほど申し上げましたが、国土交通省令の基準と同様に規定させていただきます。

なお、この条例に定める基準に該当し、洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められる施設から申し出があったものについては、町の地域防災計画に施設の名称及び所在地を記載することになり、洪水予報等を伝達する等の支援をするほか、地域防災計画に位置づけられたこの施設に対しては、浸水防止計画の作成、それから訓練の実施及び自衛水防組織の設置を努力義務として求めていくこととなります。規定上は申し出主義であります。想定される2つの施設がございますが、こちらについては町から説明会を実施する予定であります。

施行期日は公布の日からであります。

それから16ページ、第24号議案、議案資料では28ページになります。

笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは、羽島郡2町教育委員会において、社会教育指導員設置規則、これが廃止されたことに伴い、非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償について、所要の規定整備を行うものであります。教育委員会規則については5月16日の2町教育委員会に諮られ、5月中に廃止されています。

内容としては、別表中の社会教育指導員、月額10万8,000円に係る規定を削除すること。それから別表、備考中、公民館長、社会教育指導員及び嘱託員については、一般職の期末・勤勉手当に相当する額の8割以内で報酬を増額して支給することができる旨の規定の対象から、この「社会教育指導員」を削除するものであります。

参考までに、このできる規定を運用している職は現在ございません。

施行期日は公布の日からであります。

続いて17ページ、第25号議案、議案資料では29ページから30ページにわたっております。

庁舎耐震補強等工事請負契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、庁舎耐震補強等工事請負契約の締結について、町議会の議決を求めるものであります。

契約金額は税込みで6億804万円であります。契約の相手方は、岐阜県岐阜市西川手8丁目25番地、株式会社安藤・間岐阜営業所、所長 副島英宏であります。契約の方法は一般競争による電子入札でありました。ただ、これは条件つきで行いました。県内に本支店のある当町のいわゆるAランクの事業所を対象として、実績としては900平方メートル以上、1億5,000万円以上の耐震補強工事の実績があるという条件つきでありました。入札参加希望業者5社、いずれも適合しておりました。入札参加も5社でありました。工期は平成27年5月31日までであります。工事場所は、笠松町司町1番地、笠松町役場内ということで、庁舎西の駐車場も含ん

であります。工事概要は述べ3,742.86平方メートル、これはベランダも含んだ面積であります。

工事内容は資料にございますように、耐震補強工事ということで、ブレースの設置、壁の新設、コンクリートの打ち増し等、それから屋上防水改修工事、外壁改修工事、内部改修工事、電気設備工事ということで、LED化、それからキュービクルの交換も行います。それから機械設備工事として、1階から4階までの空調機を全て取りかえます。なお4階については、個別対応もできるタイプといたします。

その他附帯工事としては、トイレのリニューアル工事ということで洋式化ということと、工事期間中の仮設トイレも前の駐車場に設置いたします。それから議場バリアフリー化工事ということで、傍聴席のみその対応をさせていただきます。それからアスベスト撤去工事ということで、これは空調室にあるものを撤去させていただきます。それから飛散防止フィルム張り工事ということで、こちらは飛散防止だけでなく断熱も兼ねております。それからベランダ手すり改修工事が主な附帯工事であります。

続いて18ページ、第26号議案 笠松町公共施設巡回町民バスの売買契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、笠松町公共施設巡回町民バスの売買契約について町議会の議決を求めるものであります。

契約の金額は税込みで3,448万7,480円であります。契約の相手方は、岐阜市北鶉5丁目57番地、岐阜日野自動車株式会社岐阜支店、支店長 鈴木勝也氏であります。契約の方法は、この車は、実はこの仕様は1社しか現在日本国内でございませんので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく1社との随意契約を行いました。納期については、平成26年9月30日まで。納入場所は笠松町門間倉庫の敷地内であります。

仕様は日野小型ノンステップバス、ポンチョという名前の2台であります。ロングボディ1枚扉、多区間、前向きタイプというものでございます。全長が6メートル99センチ、幅員は2メートル8センチ、全高は3メートル10センチであります。今回、ミッションは耐久性とか他自治体での実績を総合的に検討し、5速マニュアルミッション車といたしました。乗車定員は33人ということで、座席は18、立ち席が14、乗務員が1であります。

特別仕様の主なものといたしましては、LEDの行き先表示器取り付けということで、これは前後とそれから乗降口についております。それから後ろに「乗降中注意」という注意灯がLED製でつきます。それから車内には駅の名前、停名表示器がつきます。それからデザインについては、笠松町指定デザインということで、この後、全員協議会でお見せしますが、基本は現行を継承しております。それから室内広告枠、それからドライブレコーダーをつけます。記載はございませんが、先ほどちょっと申し上げましたが、マニュアルミッション車になりますので、ESスタートということで、坂道発進でも後退しない装置がついております。それから管理用でタコグラフ、それからバックカメラとか、つり革、それから今回初めて買いますが、

簡易型運賃箱 2 個が付きます。

以上であります。

続きまして19ページですが、第27号議案 消防ポンプ自動車の売買契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、消防ポンプ自動車の売買契約について町議会の議決を求めるものであります。

契約の金額は税込みで1,763万6,400円。契約の相手方は、岐阜市金園町8丁目11番地、岐阜ヤナセ株式会社、代表取締役 近藤登志満氏であります。契約の方法は、指名競争入札による電子入札ということで、指名業者6社のうち、入札参加者は6社でありました。納期は平成27年2月27日までであります。納入場所は、笠松町中野317番地、これは消防団の第3分団車庫であります。

仕様は、消防ポンプ自動車、CD-Iという型であります。こちらオートマチックトランスミッションの2輪駆動であります。附属品一式は、資料の32ページについておると思いますが、後ほどお目通しください。一般的なものであります。

議案の20ページから30ページ、第28号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算についてであります。

今回の補正額は、2,158万円の増額補正であります。

まずいつものように歳出から、24ページになりますが御説明させていただきます。

具体的な数字はございませんが、まず今回の補正では平成26年4月1日付の職員異動等に伴う人件費の補正。こちらは1,006万6,000円の増額補正を行っております。一般会計職員数116人分の予算計上に変更はございませんが、4月1日付の職員の昇格やあるいは会計間移動に伴い、給料、職員手当等が増額となった者のほか、共済組合負担金の負担率が増となる見込みであることに伴い、増額を補正するものであります。なお、全会計を合わせた人件費では、130人分の予算に変更はありませんが、こちらにも主に共済費の増額215万8,000円などで、合計267万7,000円の増額となっております。

それから、嘱託員報酬についても全般的に補正を行っております。これは平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に65歳に引き上げられることになったことに伴い、国家公務員等において無収入期間が生じないように再任用制度等による雇用と年金の接続が図られ、これが地方公務員にも同様の措置を講ずるよう国から要請があったことを受けたもので、当町においても職員の雇用と年金の接続を図るため、希望があった職員については、当面は嘱託員等として雇用することとし、昨年度の定年退職者6人分の予算措置をいたしました。しかし、予算編成時点では人的なことが決定していなかったため、総務費において一括して計上し、4月から6月分までの報酬については、支給していたものを今回各予算科目に計上し直

すものであります。

それでは、人件費以外の部分を順次御説明させていただきます。

24ページの第2款 総務費、第1項 総務管理費、第8目 諸費であります。こちらは競馬関係の補助金ですが、平成24年度、25年度において、笠松競馬振興イベント実行委員会に対して、補正予算で予算措置し、助成しました地域の魅力づくり再創出事業について、本年度は当初から同様の事業、バナー広告等で200万円の規模であります。これを計画され、補助金交付申請がされたため、笠松競馬振興事業補助金を100万円増額するものであります。財源は岐阜県市町村振興補助金2分の1の補助であります。県へ申請中であり、今回は財源の補正提案はしておりません。笠松、岐南、両町とも、従来の300万円のまま予算済みでありまして、今回、岐南、笠松、100万円ずつ増額を補正するものであります。

25ページの第2項 企画費、第1目 企画総務費であります。

こちらは、かさまつ応援寄附金の件数が当初見込みより大幅に増加していることに伴い、寄附者に対してお送りしているお礼の品の予算が不足するため、需用費を867万5,000円増額するものであります。一応、当初1,200人分組んでいたものを今回3,600人分に増額するものであります。昨年の実績としては3,550人、2,990万円の寄附がございました。ことしも昨年を上回るペースで、既に646件の寄附をいただいております。去年のペースの約3.2倍で寄附をいただいております。

また同様に、下に手数料のところがございますが、かさまつ応援寄附金のクレジットカードによる納付件数も増加していることに伴い、クレジット会社に対する手数料についても、21万9,000円増額するものであります。

今後の状況によっては、今年度も年度途中で再度補正をお願いすることがありますので、よろしく願いいたします。

それから26ページ、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費であります。特別会計の繰出金の補正を行っております。

まず国民健康保険特別会計の人件費の減額補正に伴い、一般会計からの繰り出しを267万7,000円減額しております。それから介護保険特別会計の人件費の増額補正に伴い、一般会計からの繰出金を4万円増額するものであります。

それから、民生費の第2項 児童福祉費、第3目 児童館費であります。こちらは4月1日付で嘱託員1人にかえて臨時職員1人を雇用したことに伴い、嘱託員報酬を196万円減額し、臨時職員賃金を168万9,000円増額しております。こちらは正職員1人、臨時職員3人で現在対応しております。ただ、常時4人はおりません。1人にならないように2人ずつのシフトで配置していると思います。

それから28ページへ飛びますが、第7款 土木費、第4項 都市計画費、第1目 都市計画

総務費、こちらは下水道事業特別会計の人件費の減額補正に伴い、一般会計からの繰出金を478万7,000円減額するものであります。

それから同じく、第4項 都市計画費、第2目 公園費であります。こちらのもこの後、全員協議会で詳細に御説明させていただきますが、サイクリングロードや公園等で今後利用するため、三重県桑名市の多度町で観光用として使用されていた馬車を購入することに伴い、備品購入費を5万円増額するものであります。5万円といいますのは、運送費等であります。

それから29ページ、第9款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費であります。こちらは、笠松小学校の西舎外壁の一部が剥離し、落下する事故がこの4月10日に発生しました。早急に外壁の補修工事を実施する必要があるほか、ベランダの手すりや給食搬入口の鉄骨のさびがひどく、危険な状態であるため、あわせて補修を行うことに伴い、監理委託料を12万1,000円、それから工事請負費を1,087万5,000円増額するものであります。なお、本件に対する設計委託料については、補修工事を夏休み期間中に実施するに当たり、早急に設計に着手する必要があったため、予備費により対応をさせていただきました。

それから2つ目ですが、松枝小学校空調設備の冷温水発生機3号機の配管の腐食により溶液が漏れ、使用不可能となり修繕が必要となったことに伴い、工事請負費を151万2,000円増額させていただきました。勉強会のときはお茶をつくる機械と言いましたが、ちょっと間違えておりましたので、空調機の関係でございます。よろしくお願いたします。

それから同じく、小学校費の第2目 教育振興費であります。篤志者から4月14日に400万円の寄附をいただきました。この寄附金を活用いたしまして、まず1つ目は松枝小学校の備品として太鼓を購入することに伴い、備品購入費を50万円増額するものであります。内容的には、長胴太鼓1張り、それからエイサーとあって、沖縄のあれですかね、エイサー用太鼓3台合わせて50万円。

それから、第3項 中学校費、第2目 教育振興費がありますが、同様にこの篤志者からの寄附金を活用し、笠松中学校の備品としてテント及び屋内運動場用の冷水機を購入することに伴い、備品購入費を350万円増額するものであります。内容的には、テント2間、4間のものを15張り、そしてそのおもりが90個。それから屋内用運動場用の冷水機は2台であります。

なお、この冷水機の給排水とか電気工事については、既決の予算でのやりくりで対応させていただきます。

以上が歳出であります。

23ページに戻って、歳入であります。先ほど申し上げました篤志者からの教育振興に対する指定寄附金400万円を増額させていただきます。それから第18款 繰越金、今回の増額補正に伴い、不足する財源に前年度繰越金を充てるため、繰越金を1,758万円増額するものであります。

以上が一般会計の補正予算であります。

続きまして31ページ、第29号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算についてであります。267万7,000円の減額補正であります。

歳出では、先ほども一般会計で申し上げましたように、平成26年4月1日付の職員異動等に伴い、人件費を267万7,000円減額するものであります。

歳入につきましては、今回の人件費の減額に伴い、その財源に充てていた一般会計繰入金も267万7,000円減額するものであります。

以上が国保の補正であります。

34ページの第30号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算についてであります。

こちらは4万円の増額補正であります。職員異動に伴い、人件費を4万円増額するものであります。

歳入については、一般会計の繰入金を4万円増額して充てさせていただきます。

続きまして37ページ、第31号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計補正予算についてであります。

こちらは478万7,000円の減額補正であります。こちらも平成26年4月1日付の職員異動に伴い、人件費を478万7,000円減額するものであります。

歳入につきましては、財源として充てていました一般会計繰入金を478万7,000円減額するものであります。よろしくお願いたします。

それから40ページ、第32号議案 平成26年度笠松町水道事業会計補正予算についてであります。3万5,000円の増額補正であります。

まず収益的支出として、平成26年4月1日付の職員異動に伴い、人件費を3万5,000円増額するものであります。なお、今回の補正では歳出のみ補正を行っておりますが、これは水道事業会計の当初予算において、収益的収入と収益的支出の額が一致せず、当該年度純利益を154万8,000円計上しているため、今回の増額に対しても利益の範囲内であることから、歳入の増額は必要ないものであります。

また、地方公営企業会計制度の改正に伴い、平成26年度からキャッシュ・フロー計算書等の添付が義務づけられたため、今回の議案から提出させていただいておりますが、このキャッシュ・フロー計算書、42ページから43ページ、それから貸借対照表、44から47ページについても、当年度純利益が154万8,000円から3万5,000円減額となった151万3,000円に変更となるものであります。

それから、最後に48ページですが、第1号提出ということで、平成25年度笠松町土地開発公社決算に関する書類の提出をさせていただきました。こちらは地方自治法第243条の3第2項の規定により、提出させていただいたものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

〔「提出書類が入っていない」の声あり〕

申しわけございません。追加で配付させていただきます。

○議長（安田敏雄君） では後ほどまた配付させていただきます。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

お諮りいたします。この際、第22号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、及び第25号議案 庁舎耐震補強等工事請負契約の締結についての2議案を先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第22号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、及び第25号議案 庁舎耐震補強等工事請負契約の締結についての2議案を先議することに決しました。

第22号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり同意することに決しました。

第25号議案 庁舎耐震補強等工事請負契約の締結についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。明6月5日から6月9日までの5日間は議案精読のため休会とし、6月10日午前10時から本会議を再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明6月5日から6月9日までの5日間は休会とすることに決しました。

---

### 散会の宣告

○議長（安田敏雄君） 以上をもって、本日の会議は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。どうもありがとうございました。

散会 午前11時12分

